



**STANDARD
TOKYO**

2025 年 6 月 19 日

各 位

会社名 株式会社テイツー
代表者名 代表取締役社長 藤原 克治
(コード番号:7610 スタンダード)
問合せ先 取締役副社長兼社長室長
近藤 武男
電話番号 048-933-3070

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 7 月 18 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 100,000 株
(3) 処分価額	142 円
(4) 処分総額	14,200,000 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 6 名 100,000 株
(6) その他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第 2 条の 12 第 1 号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券通知書を提出していません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022 年 5 月 26 日開催の第 32 期定時株主総会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的な業績達成へのインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定し、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額 1 億円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株

式の譲渡制限期間として3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名報酬委員会の審議を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計14,200,000円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式100,000株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を30年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等6名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、2025年7月18日から2055年7月18日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、本割当株式ごとに、次のいずれかの条件を満たしたことをもって譲渡制限を解除します。

- ・条件①：譲渡制限期間が満了した時点で、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監

査役、使用人、相談役又は顧問その他これに準ずる地位にあったこと

- ・条件②：譲渡制限期間満了前に、対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合であって、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由があったこと。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時において、条件①を満たしていない本割当株式について、その全部を当然に無償で取得します。

当社は、譲渡制限期間満了前に対象取締役が退任した場合であって、条件②を満たしていない本割当株式について、その退任時点をもってその全部を当然に無償で取得します。

その他、当社は、対象取締役に法令等違反行為が認められると甲の取締役会が認めた場合等、契約に定める一定の事由が生じた場合、当該事由が生じた時点をもって当該対象取締役の本割当株式について、その全部を当然に無償で取得します。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。

(6) 譲渡禁止期間

(1)に定める譲渡制限期間中、本割当株式の交付日の属する事業年度経過後3月を超えるまでの期間は、(2)の条件を満たした場合であっても、譲渡制限を解除せず、対象取締役の死亡による退任時及び組織再編時は、当社が本割当株式の全部を無償取得することとします。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第36期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である142円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上